

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第931号

■看護助手

【業務内容】病棟での看護補助業務

(夜勤月3回程度あり)
(担当医の予定は次のとおりです。
(担当医は変更となりうる場合があります。)

本山放課後子ども教室指導者募集のお知らせ

【業務内容】

本山小学校4年生から6年生の放課後の宿題・
手元の見守り。

【採用予定人員】1名

【雇用期間】平成28年4月1日～

平成29年3月31日まで

【勤務時間】

○ 通常 日曜日～金曜日

○ 夏休み期間中
(午後3時～午後6時)

○ 夏休み期間中
(8月上旬～8月31日)
(午前の時～正午)

○ 休日 十日祭日、学校行事振り替え日

【勤務場所】本山小学校体育館 研修室
【給付】時給 1,000円

【申し込み】

印鑑付き履歴書類を提出

【申し込み期限】
3月15日(火)

【面接日】

3月23日(水)午後3時～

【場所】本山町立チナセンター 研修室
【提出及び問い合わせ先】
〒780-130001 本山町本山620
電話 76-2450
教育委員会

■看護助手

【業務内容】病棟での看護補助業務

(夜勤月3回程度あり)
(担当医の予定は次のとおりです。
(担当医は変更となりうる場合があります。)

【採用人員】若手～
【採用日】平成28年3月以降随時
【資格】不問
【給料】

本山町臨時職員等に関する規程及び領北中央病院の臨時職員の賃金に関する規程による。

【提出書類】

印鑑付き履歴書類を持参又は郵送

【採用試験】

- ① 期日 隨時(本人に通知します。)
- ② 試験区分 面接
- ③ 試験場所 領北中央病院多目的研修室

【診療時間】

午前8時45分～午後10時15分

(受付は午前11時30分まで)

※ 急病の方は夜間・休日も診療しています。

【問い合わせ先】

領北中央病院

電話 76-2450

| 土曜担当医 | | |
|-------|-----|----|
| 3月 | | |
| 26日 | 19日 | 5日 |
| 佐野 | 川村 | 佐野 |

清掃センターからのお願い

3月7日(月)～3月21日(月)の口程度領北広域清掃センターの焼却炉修理工事を行います。通常通りゴミの受け入れは行いますが、大量のゴミが出る大掃除などは計画の方は、できるだけこの期間を避けたいただきますようご協力をお願いします。

■調理補助員

【業務内容】園房での調理業務(パートも可能)

【採用人員】若手～

【採用日】平成28年3月以降随時

【資格】不問

【給料等】

病院未経験者の口清医療食品科の職員となり、その業者の就業規則による。

■清掃センター

【申込期間】随時

土曜・日曜、祝日を除く平日の
午前の時～午後5時まで(郵送可)

【提出及び問い合わせ先】
〒780-130001 本山町本山620
電話 76-2450

【問い合わせ先】

領北広域行政事務組合 領北広域清掃センター
電話 76-2450

毎日第3木曜日は、行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に
対する住民の皆さんからの苦情や意見・要望を受け、
その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、委員の自宅で受け付けるほか、毎日第3木
曜日に町役場で定期的に開催される行政相談所でも
受け付けています。お気軽にお相談ください。

【日時】 3月17日(木) 午前10時～正午

【場所】 役場1階 町民相談室

【問い合わせ先】

行政相談員 曽我部巧

自宅／本山町本山3113番地80

電話 76-1-2687

森林・環境保護ポスター及び

かずら 蔓を使った作品展示について

嶺北中学校(1・2年)の生徒による作品の展
示を嶺北中央病院1階玄関ホールで行います。
この作品は、「緑の募金」の一部が活用されてお
り、生徒達に森林や環境に興味を持つてもらい、森
や山に対する理解と関心を深める取り組みの一環と
て実施しています。近くにお立ち寄りの際は、ぜひ
ご覧ください。

【展示期間】

3月8日(火)～3月22日(火) 正午まで

【問い合わせ先】

まちづくり推進課 産業振興班

電話 76-1-3916

軽自動車税についてお知らせ

地方税法の改正に伴い、平成28年度課税分から次の
新税率となります。

| 車両区分 | | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---------|-----------------|--------|--------|
| 原動機付自転車 | 50cc 以下 | 1,000円 | 2,000円 |
| | 50cc 超 90cc 以下 | 1,200円 | |
| | 90cc 超 125cc 以下 | 1,600円 | 2,400円 |
| ミニカー | 三輪以上・50cc 以下 | 2,500円 | 3,700円 |
| 二輪軽自動車 | 250cc 以下 | 2,400円 | 3,600円 |
| 二輪小型自動車 | 250cc 超 | 4,000円 | 6,000円 |
| 小型特殊自動車 | 農耕作業用 | 1,600円 | 2,400円 |
| | その他 | 4,700円 | 5,900円 |
| 被けん引車 | ポートトレーラー等 | 2,400円 | 3,600円 |

【問い合わせ先】

住民生活課
税務班
軽自動車税担当

電話 76-1-2115

最初(新車)の新規検査を受けた時期

| 車両区分 | 平成14年以前 | 平成15年1月1日 | 平成27年4月1日～平成28年3月31日 | | | 適用外 | |
|------|---------|------------------|----------------------|--------|--------|--------|--|
| | | グリーン化特例(軽課)適用の車両 | (ア) | (イ) | | | |
| | | | | | | | |
| 四輪乗用 | 自家用 | 12,900円 | 7,200円 | 2,700円 | 5,400円 | 8,100円 | |
| | 営業用 | 8,200円 | 5,500円 | 1,800円 | 3,500円 | 5,200円 | |
| 四輪貨物 | 自家用 | 6,000円 | 4,000円 | 1,300円 | 2,500円 | 3,800円 | |
| | 営業用 | 4,500円 | 3,000円 | 1,000円 | 1,900円 | 2,900円 | |
| 三輪 | | 4,600円 | 3,100円 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 | |

※ (ア) 電気自動車および天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。

(イ) 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの、貨物用のものについては平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良いもの。

(ウ) 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては平成32年度燃費基準を満たすもの、貨物用のものについては平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの。

森林の所有者届出が必要です

【対象となる土地】

登記上の地図に開拓され、取得した土地が森林の状態になつては届出は対象の可能性があります。

【対象者】

個人・法人を問わず、売買や相続等による森林の土地を新たに取得した方は、届出をしなければなりません。

※ただし、国土利用計画法上無づく土地登記契約の場合は対象外です。

【届出期間】

新たに森林の土地の所有者になった日から90日以内

【届出の内容】

届出者と前所有者の住所・氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに土地の用途等を記載します。

【添付書類】

登記事項証明書([印]も可)又は土地登記契約書など権利を取得した方が分かる書類の[印]、土地の位置を示す図面が必要です。

【その他】

無廻出又は虚偽の届出をした場合は、10万円以下の過料が課せられることがあります。

立木を伐採するには届出

【一般の伐採届】

自分の山の木なり田代り伐つてもいい。なんならうに思つていい方はいいしやうめせんか。たゞあなた山の木も、森林を伐採するときは「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。

※ただし、倒木・枯死木などを伐採する場所は必要ありません。また「保安林」は除外されています。
「伐採届」ではなく、「伐採許可申請」として、知事の許可が必要になります。

【目的】

森林は、木材の生産だけでなく、水源を豊かにし、土砂災害を抑え、人の心を癒すといった多面的な機能を有しております。私たちの生活が重要な役割を果たしています。健全で豊かな森林を保ち続けるため、適切な施業を行つて、各市町村では、「森林整備計画」を作成しています。

「届出書」は、森林の伐採が「計画」にしたがつて適切に行われていいか確認するための手続きです。

【立つ申請するのか】

伐採を開始する日の8日～30日前までの期間

【誰が申請するのか】

森林所有者が自分で伐採する場合は森林所有者が届け出ます。また、山林の立木を賣つて受け取るときも、買つ受けた人と森林所有者が連絡を提出します。

【添付書類】

登記事項証明書([印]も可)又は土地登記契約書など権利を取得した方が分かる書類の[印]、土地の位置を示す図面が必要です。

【届出の内容】

場所(大字・字・番地)、面積、期間、伐採方法、伐採後の計画等

【違法伐採対策】

伐採木を原木市場に出す場合、「合法伐採證明」が必要となります。これは、市町村が「伐採届」に對して「適切通知」又は「受理決定通知」を出します。その通知書が「合法伐採證明」となります。

【その他】

無廻出の伐採をした者は、100万円以下の罰金が課せられる場合があります。

このページ共通
問い合わせ先

まちづくり推進課 産業振興班
電話 76-3301-16

発電用木質バイオマスの伐行証明について

再生可能エネルギー固定価格買取制度(エリート制度)における発電用の木質バイオマス燃料として木材を使用するためには、平成24年に林野庁により示された「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づき、調達区分との「分別管理」と「証明の連鎖」が必要となります。

小規模な森林所有者及び霧細な個人経営の林事業者等により伐採・出材された木質バイオマスについて、平成27年4月から、間伐材なし由来の木質バイオマスや一般木質バイオマス由来であるとの証明を田が伐行して行っています。
これにより、業界団体認定の取得が困難な小口の出材者からの木質バイオマスを発電用チップに供することができるようになりました。

証明を依頼される場合は、必要な書類を添付の上、申請手続きを行つてください。なお、詳細はお問い合わせください。

【申請時に添付が必要な書類】

- ・保安林の場所
- ・保安林内伐採許可通知書など

(8月20日前)

- ・森林經營計画対象森林の場所

(施業後30日以内)

- ・その他造林の場所

(施業後30日以内)

- ・伐採及び伐採後の造林計画の適切通知書など

(8月30日前)

「本山町スクールカード収録」の募集について

「本山町社会の生い立ち」について、次代を担う子供たちの生い立ちを地域全体で慈しみ、守り、これが社会の発展の基盤とされた。しかしながら、近年における社会環境の変化に伴い、子供たちの生命が危険にさらされたらしくなる状況になってしまっております。

このよつたな状況にあつて、本山町の子供たちの命を守り、特に登下校時における安全を確保するため、スクールカード収録(※)を設置し、毎日2回～3回児童生徒の登校時または下校時(平時は午後4時～午後5時位)に巡回路を守ることで、地域全体で子どもを見守る巡回活動を実施していくこと。

趣旨を「理解しただけ」平成28年4月より活動に参加いただけの方を募集しておつます。くわしくは、本山町教育委員会までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

教育委員会

電話 76-3301-13

高知地方裁判所民事・家事相談の実施日です
毎月第3金曜日は、

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施しますので、日頃より心配事や悩み事があつましたら、この機会に民事・家事相談を利用ください。

なお、相談は事前予約制(相談日の1週間前まで)です。必ず、電話番号(予約を入れ)してください。

【相談日】3月10日(金)

午後1時～3時30分まで

(相談時間は、1組あたり30分です。)

【事前予約連絡先】

総務課

電話 76-220203

平成28年度本山町奨学金のお知らせ

平成28年度上高等学校以上の生校へ修了し、本山町奨学金の交付を希望される方の募集を、次のとおり行います。

【貸付対象者】

- ・保護者が亡き続き本山町に3年以上、住所を有している方
- ・経済的理由により修業が困難な方
- ・選奨金の返還が可能となる方

【貸付額】

高等学校 15,000円
大学等 15,000円

【貸付期間】

修了から翌年6月における止期の修了期間

【提出書類】

- ① 貸付申請書、身上調査、借用契約書、本山町奨学生返還計画書、健康診断問診票(教育委員会にあります)

- ② 住民票謄本(世帯1通)
- ③ 所得証明書(親権者1通)
- ④ 印鑑証明書(親権者・保証人各1通(保証人は本山町に住所を有する成年者2名))
- ⑤ 在學証明書

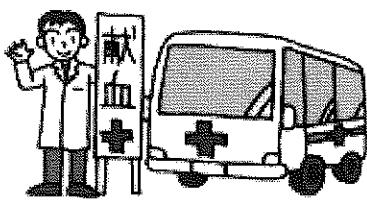
【申込受付期間】
4月1日(金)～4月28日(木)

【申込・問い合わせ先】
教育委員会

電話 76-3301-13

献血のお知らせ

献血バザーがやつてあります。
皆様の御協力をお願いします。



【実施日時】

3月23日(水) 午前10時～午後1時
午後2時～午後4時

【場所】

保健福祉センター

【対象者】次の条件にかなつ人

◎ 年齢

女性 18歳以上
男性 69才

◎ 体重

男女とも50kg以上の人

◎ 前回の献血から男性12週間・女性16週間以上

経つていね

◎ ヘモグロビン値、血圧測定等で医師が健康状態のいい人

◎ 出血を伴う歯科治療(歯石除去を含む)をしていない人

◎ 今おじに輸血や臓器移植を受けている人

◎ 現在妊娠中、または授乳中でない人

◎ 「このカロリティ」出産、母流産していない人

【献血量】

400ml(つづき)、

※ 献血者等の安全確保のため、献血を終了するところがあります。1人1承下さる。

【問い合わせ先】

保健福祉センター 電話 70-11000